

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本協議会は、「昭和工業団地協議会」と称する。

(事務所)

第 2 条 本協議会の事務所は、大和郡山市筒井町 800 番地 パナソニック(株)構内に置く。

(目 的)

第 3 条 本協議会は、昭和工業団地各企業間の密接な連繋と各企業の発展及び福利厚生の上
に寄与すると共に、会員相互の親睦と併せて地域社会との協調を図ることを目的と
する。

(事 業)

第 4 条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 企業間相互の親睦、連繋、共同研修会
- (2) 地域社会、近隣自治会との親睦、協調
- (3) 昭和工業団地内の環境整備
- (4) 公害対策、防犯対策、交通対策等の諸問題
- (5) 労働問題の研究、情報交換
- (6) 企業育成のための関係する諸官公庁との折衝
- (7) その他、本協議会の目的達成のために必要な事業

(組 織)

第 5 条 本協議会は、昭和工業団地及び近隣地域に会社、工場又は事務所、店舗その他関係
施設を設置した本協議会が認める事業所で組織する。

(会 員)

第 6 条 本協議会は、昭和工業団地及び近隣地域に会社、工場又は事務所、店舗その他関係
施設を設置した本協議会が認める事業所を会員とする。

また、昭和工業団地及び近隣地域以外の事業所からの申し出でにより、役員会の
決議を得て賛助会員を置くことができる。

賛助会員入会に関し、特別な事情が発生した場合は、会長、副会長で協議し対処する。

(入 会)

第 7 条 本協議会に入会しようとする事業所は、入会申込書(会員原簿)を事業所責任者が本協議
会に提出しなければならない。

- 2 前項の入会申込書が受理され、会費を納入した時から会員となる。
- 3 賛助会員についても同様とする。

(退 会)

第 8 条 会員が本協議会を退会しようとする時は、事業所責任者がその旨を記載した退会届を
本協議会へ提出しなければならない。

- 2 会員は退会届を提出し、これが受理された時、本協議会を退会したものとする。
- 3 会員が、会員資格を喪失した時、退会したものとみなす。
- 4 会長は、会員が本協議会の目的に反する活動をした場合、反社会的な活動をした場合、
もしくは本会則の定める内容を遵守しない場合には、当該会員の意思に関わらず、当該

会員を退会させることができるものとする。

(会員原簿)

第 9 条 本協議会に会員原簿を備える。

- 2 会員原簿は、入会申込書をもってこれにあてる。その後提出される登録事項変更届も同様とする。

(会員原簿記載事項の異動)

第 10 条 会員は、入会申込書(会員原簿)の登録事項について、異動・変更があった時は登録事項変更届(会員原簿)を本協議会に提出しなければならない。

(会員原簿の整理)

第 11 条 本協議会は、入会届、退会届、及び変更届の提出があった時は、直ちに会員原簿の整理をしなければならない。

第 2 章 役 員

(役員)

第 12 条 本協議会に次の役員を置く。理事については、下記人数を上限とする。

- | | |
|---------|----------------|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 会計 | 2 名 (内 1 名は補佐) |
| (4) 理事 | 14 名 |
| (5) 監事 | 2 名 |

(役員を選任)

第 13 条 役員は総会において、A・B・C・D・E 各ブロックより会員事業所の中から選出し、理事及び監事を選任する。

- 2 会長は全ブロックから選任するものとし、役員会の承認を得て、定時総会の議決をもって決定する。
- 3 会長が欠員の時は速やかに後任会長を選任する。
- 4 副会長、会計は役員会において互選する。但し、原則として副会長は任期 2 年目理事 1 名、新任理事 1 名とし、会計は任期 2 年目理事 1 名、補佐は新任理事とする。
- 5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員職務)

第 14 条 会長は、本協議会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会務を行うほか、会長に事ある時は先任副会長、後任副会長の順位によりその職務を代行する。
- 3 理事は役員会の構成員となり、会務の基本計画の立案並びに執行にあたる。
- 4 監事は、会務の執行及び会計を監査し、総会に報告するほか役員会に出席して議事状況を観察し、必要に応じてその職務に関して意見を述べるものとする。
- 5 会計は本協議会の収入及び支出に関して経理を統括し、補佐は会計を補佐し、会計に事ある時はその職務を代行する。

(役員任期)

- 第 15 条 役員任期は 1 期 2 年（就任後 2 回目の定時総会まで）とする。但し、役員に欠員が生じた時は補欠役員を選任し、補欠役員任期は残任期間とする。
- 2 役員は再任を妨げない。但し、1 期 1 年以上とする。
 - 3 役員は任期満了の場合においても後任者が就任するまでその職務を執行しなければならない。

(役員任期の特例)

- 第 16 条 前条の規定にかかわらず、役員事業所が会員の資格を失った時は、当該役員任期は終了するものとする。

(顧問及び相談役)

- 第 17 条 本協議会に顧問及び相談役をおくことができる。
- 2 顧問及び相談役は役員会の決議を経て会長が委嘱する。
 - 3 顧問及び相談役は会長の諮問又は必要に応じて会務の運営について会議に出席して、指導或いは意見を述べるができる。

第 3 章 会 議

(会議の種別)

- 第 18 条 本協議会の会議は総会及び役員会とする。

(総会の開催)

- 第 19 条 総会は定時総会及び臨時総会とする。
- 2 定時総会は、毎年 4 月に開催する。
 - 3 臨時総会は、次に掲げる場合に会長が招集する。
 - (1) 会長が必要と認めた時。
 - (2) 役員会において必要と認めた時。
 - (3) 会員の 3 分の 1 以上から予め案件を示して要求があった時。
 - (4) 会長は要求のあった日から 1 ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の構成)

- 第 20 条 総会は本協議会の最高議決機関とし、会員をもって構成する。

(総会の議事)

- 第 21 条 総会の議長は会長がこれに充たる。
- 2 総会は構成員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。但し、委任状による出席を認めるものとする。
 - 3 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(総会の決議事項)

- 第 22 条 総会は次に掲げる事項を決定する。
- (1) 会長の選任
 - (2) 理事及び監事の選任
 - (3) 運営方針の採択
 - (4) 会則の改正及び廃止

- (5) 予算及び決算の採択
- (6) 会費等の額の決定に関する事項
- (7) その他の会務に関する重要事項

(役員会)

第 23 条 役員会は会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 役員会は会長が必要と認めた時、或いは役員の数分の 1 以上から要求があった時に招集する。
- 3 役員会は会長、副会長、監事、会計及び理事をもって構成する。
- 4 役員会はその構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
但し、委任状による出席を認めるものとする。
- 5 役員会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 6 会長は緊急を要する事項について役員会の書面による賛否を求めることができる。
- 7 役員会は次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 総会において決定した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (3) 会則の執行に必要な細則等の制定及び改廃に関すること。
 - (4) 各種委員会又は専門部会設置に関すること。
 - (5) 役員推薦補充に関すること。
 - (6) その他、総会の決議を要しないもののうち、重要な会務執行に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項。

第 4 章 事業及び会計

(事業年度及び会計年度)

第 24 条 本協議会の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(運営費)

第 25 条 本協議会の運営費は会費及び助成金、補助金並びに寄付金等の収入を以てこれにあてる。

(会費)

第 26 条 会員、賛助会員は、会費を納入しなければならない。

- 2 会費は毎年度納入するものとし、その金額は【別表】に掲げる通りとする。
- 3 会費は、毎事業年度の 5 月 31 日までに納入しなければならない。
但し、下記の通り上期分と下期分に分割納入することができるものとし、上期分は 5 月 31 日、下期分は 11 月 30 日までとする。
- 4 中途入会の会員は入会と同時に会費を該当月より月割計算により納入するものとし、百円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 5 中途退会会員への会費の払い戻しはしないものとする。

(役員会費)

- 第 27 条 役員は、役員会費を納入するものとし、金額及び納期については役員会にて決定するものとする。
- 2 顧問及び相談役は役員に準ずる。
 - 3 役員会費の納入及び中途退会者については第 26 条第 2 項、及び第 4 項の規定を準用する。
 - 4 役員会費は役員、顧問、相談役、事務局相互の親睦と研修行事の費用に充当するものとする。
 - 5 事務局の役員会費については、必要経費として本協議会の一般会計より拠出できるものとする。
 - 6 役員会費は、一般会計と分離し、別会計で運営する。

(特別会費)

- 第 28 条 本協議会の会務を執行するため、会費の他に必要ある場合は、総会又は役員会の決議を得て特別会費を徴収することができる。

(運営方針及び事業報告並びに予算及び決算)

- 第 29 条 毎事業年度の運営方針及び事業報告並びに予算及び決算は、総会の議決及び承認を得なければならない。

(予算決定前の支出)

- 第 30 条 会長は予算が総会議決を得るまでの間、通常の会務を執行するに必要な経費の金額に限り支出することができる。

(会計監査)

- 第 31 条 事業報告及び決算報告は、定時総会の承認を受けるにあたり、監査を経なければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

- 第 32 条 本協議会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は事務局長、事務局員をもって構成する。
 - 3 事務局長は会長の定めるところにより、本協議会の事務を掌握し、会務に関する所定の事務を行う。又、事務局長は協議会の重要な事業運営を遅滞させないよう、必要に応じて会長の承認を得て、担当理事の専門部活動並びに会計の出納や決済、その他の業務を代行することができる。更に、事務局長は所定の事務の推進にあたり、一定金額(10万円を限度として)の小口払い資金を所持することができるものとする。
 - 4 事務局員は事務局長を補佐し、事務局長に事ある時はその職務を代行する。
 - 5 事務局長並びに事務局員の任免は役員会の同意を得て、会長が行う。
 - 6 事務局員の勤務については、別途『雇用契約書』に定める。

附 則

昭和工業団地協議会慶弔規程

第 1 条 この規程は昭和工業団地協議会役員及び会員の慶祝金、見舞金、弔意金の支給について必要な事項を定める。この規程に定めていない事項については会長、副会長が協議の上その都度決定する。

第 2 条 慶弔金の支給の理由及び範囲は次のとおりとする。

(1) 慶祝金

(イ) 役員及び会員が叙勲並びに国家褒章を受けた場合

祝金 ¥50,000、 祝電

(ロ) 役員及び会員の同居の子女が結婚する場合

会長名の祝電

(2) 見舞金

(イ) 役員及び会員が 1 ヶ月以上入院加療した場合

見舞金 ¥10,000

(ロ) 役員及び会員の会社建物、及び本人宅が火災、水害により相当の被害を受けた場合

見舞金 ¥20,000

(3) 弔意金

(イ) 役員及び会員が死亡した場合

香料 ¥20,000、 花代・楡、 弔電

(ロ) 役員及び会員の配偶者、及び同居の父母、子女が死亡した場合

香料 ¥10,000、 弔電

但し、この 2 項については、辞退の申し出があった時、及び遠隔地につき会葬等の辞退があった時はこの限りではない。

※ 会員とは会則第 6 条に定める昭和工業団地内に設置され、協議会に加盟している企業代表者とする。

会則の改正に伴う施行日に関する決議

- 1 平成 7 年 4 月 26 日の会則改正に伴う施行日は、会則第 12 条を除き平成 8 年 4 月 25 日施行とする。
- 2 平成 7 年 4 月 26 日の会則改正に伴う会則第 12 条の規定は、平成 9 年 4 月開催の定期総会当日よりの施行とする。
- 3 平成 7 年 4 月 26 日の会則改正に伴う会則第 33 条第 2 項の規定は、平成 9 年 4 月開催の定期総会において選出される担当ブロックより施行する。
- 4 平成 12 年 3 月 27 日開催の臨時総会で改正された年会費は、平成 12 年度より実施する。
- 5 平成 14 年 4 月 22 日開催の第 32 回定時総会で改正された会則の施行日は同日とする。
- 6 平成 17 年 1 月 21 日開催の臨時総会で改正された会則の施行日は同日とする。
- 7 平成 18 年 4 月 25 日開催の第 36 回定時総会で改正された会則の施行日は同日とする。
- 8 平成 19 年度 4 月 27 日開催の第 37 回定時総会で改正された会則の施行日は同日とする。
- 9 平成 20 年度 4 月 25 日開催の第 38 回定時総会で改正された会則の施行日は同日とする。

改訂箇所：第 28 条に 6 項を追加、及び別表年会費額を改訂（平成 20 年 4 月 25 日改訂）

10 平成 22 年 4 月 20 日賛助会員を明記、第 40 回定時総会で改正された会則の施行日は同日

11 平成 26 年 4 月 24 日開催の第 44 回定時総会で改正された会則の施行日は同日とする。

改訂箇所：別表年会費額を改訂（平成 26 年 4 月 24 日改訂）

12 令和 4 年 4 月 15 日開催の第 52 回定時総会で改正された会則の施行日は同日とする。

ブロック区画線引きの変更に関する決議

- 1 平成 12 年 4 月 27 日の第 30 回定時総会で決められた、H ブロックを除く各ブロックの会員数を平均化するためのブロック区画線引きの変更は、平成 13 年度より実施する。
- 2 前記ブロック区画線引きの変更は、今後とも必要と認めた場合は実施する。
- 3 第 13 条に言う「ブロック」とは、会員の事業所が存在する地域を、役員の選出母体として区画するものである。

【別表】

・会費の額は、毎年 4 月 1 日現在の事業所の従業員数に応じて下表の通りとする。

尚、会則第 10 条に規定の通り、従業員数に変更があった場合には、速やかに「登録事項変更届（会員原簿）」を事務局宛てに提出する。

	従業員数（人）	年会費（円）	上期・下期会費（円）
A	100 人以下	<u>60,000</u>	<u>30,000</u>
B	101～300 人	<u>70,000</u>	<u>35,000</u>
C	301～500 人	<u>80,000</u>	<u>40,000</u>
D	501 人以上	<u>90,000</u>	<u>45,000</u>
	賛助会費	30,000	15,000